

行田都市計画生産緑地地区の変更~~(案)~~(行田市決定)

- 1 都市計画生産緑地地区中星河第10号生産緑地地区を廃止する。
- 2 都市計画生産緑地地区中太井第25号生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
太井第25号生産緑地地区	約0.10ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。